

介護職員等特定処遇改善加算支給要綱

介護職員等特定処遇改善加算は、経験・技能のある職員に重点化を図りながらリーダー級の介護職員等の更なる処遇改善を進めることを目的とし、次のとおり支給するものとする。

第1 特定処遇改善加算実施期間は令和3年6月1日から令和4年5月31日までとする。

第2 支給基準及び支給額は次のとおりとする。

A 介護福祉士・看護師（准看護師を含む）社会福祉士・介護支援専門員の資格を有し、毎年4月1日現在で当法人の勤務年数が10年以上の正規職員

月額14,000円

B 介護福祉士・看護師（准看護師を含む）社会福祉士・介護支援専門員の資格を有し、毎年4月1日現在で当法人の勤務年数が5年以上10年未満の正規職員

月額7,000円

第3 支給方法は、令和3年11月及び令和4年3月に一時金として一括支給する。

付 則

- 1 この要綱は令和元年10月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和2年5月1日から施行する。
- 1 この要綱は令和3年6月1日から施行する。